旭化成元社員起訴事件の深掘りと今後の影響

半導体材料の営業秘密流出（2026 年 10 月 27 日起訴・名古屋地検）――事実関係・法的論点・企業実務への示唆

2026 年 11 月 1 日

Claude Opus 5.5

凡例：本文中の上付き番号は文末の参考文献に対応する。「確認された事実」と「分析・推測」を区別して記載した。被告は起訴段階であり、無罪推定が働く。

要旨

- **事実**：元旭化成社員の古川祥一被告（66）は、2018 年 11 月の退職時に、潜在性硬化剤「ノバキュア」の製造情報などが入った貸与媒体を返却しなかったとされる[1,2]。2024 年に中国企業の関係者へ営業秘密をメールなどで送ったとして、名古屋地検が 2026 年 10 月 27 日、不正競争防止法違反（営業秘密の開示）の罪で起訴した[3–5]。旭化成は流出先を山東聖泉新材料股份有限公司と公表し、民事訴訟を予定している[2]。
- **動機**：「知識豊富と示すため」は転職活動の自己 PR ではない。妻が設立した法人を通じてコンサル契約を結んでいた中国企業に対し、専門家としての価値を示し、高額報酬と待遇を保つためだったとの供述が報じられている[5–8]。
- **背景**：営業秘密侵害事犯の検挙は 2025 年に 38 事件で、過去 10 年で最多になった[9]。中国企業への技術流出で有罪となった例も続いている[10,11]。
- **示唆（推測）**：最大の論点は、在職中の管理より「退職時の媒体・データの棚卸し」と「退職者の顧問・コンサル化」への対処である。政府は営業秘密の国外流出防止と被害者救済の制度見直しを検討しており[12]、海外流出の重罰化や証拠収集手続の強化が焦点になる。

1. 事件の概要（確認された事実）

項目	内容	出典
被告	古川祥一（66）、静岡県富士市	[13]
経歴	1984 年入社、2018 年退職（在籍約 34 年）。電子材料関連事業で工場長、開発責任者などを歴任	[1]

項目	内容	出典
退職後	名古屋市の化学メーカーに勤務。内閣府のプロフェッショナル人材事業に関わる人材だったと報じられている	[1,13]
漏えい情報	①潜在性硬化剤（ノバキュア）の製造に関する情報（9 月 17 日逮捕容疑） ②半導体材料に関する別の情報（10 月 7 日再逮捕容疑）	[1,2,14–16]
手口	退職時に貸与の外付け HDD を返却せず持ち出したとみられる。逮捕容疑の送信は 2024 年 9 月 13 日ごろ（メール）	[1]
流出先	旭化成は自社調査で、山東聖泉新材料股份有限公司への流出を確認したと公表	[2]
捜査経緯	2024 年 8 月：転職先の化学メーカーが別件の漏えいを愛知県警に相談 2025 年 4 月：家宅捜索、押収 PC から旭化成の情報を確認 2026 年 9 月 17 日：逮捕／18 日：送検 10 月 7 日：再逮捕／10 月 27 日：起訴	[1,3,14,17]
契約関係	妻が設立した法人が漏えい先とコンサル契約を締結	[7]
供述	「専門家として知識が豊富だと示したかった」「高額な報酬など待遇の良さから、専門家としての地位を保ちたかった」	[5,6]
旭化成の対応	取引先資料・個人情報の流出はない。使用差止め・廃棄を求める民事訴訟を予定。再発防止策（機密情報の特定・区分、アクセス権限の見直し、退職予定者向けポリシーの厳格化、全役職員研修など）を公表	[2]

「知識豊富と示すため」の意味

供述の表現は報道で二通りある。NHK（20 時 25 分）、共同通信、時事通信、中京テレビは「知識・経験が豊富だと示すため」と伝えた[3–5,18]。NHK（12 時 56 分）、朝日新聞、テレビ朝日、CBC は「地位を保ちたかった」と伝えた[6–8,19]。両者をあわせて読むと、すでに結んでいたコンサル契約の相手方に専門家としての価値を示し続け、報酬と待遇を維持する目的だったと理解するのが整合的である。

逮捕時点の報道には「再就職先で認められたかった」趣旨のもの[20]や、任意の調べでは容疑を否認していたとの報道もある[1]。動機の認定は公判に委ねられる。

流出先企業

上海証券取引所に上場する済南聖泉集団（証券コード 605589）の 2025 年年度報告は、用語定義に山東聖泉新材料を掲げており、同グループに属する会社とみられる（出資比率は確認できなかった）[21]。同報告は、先端電子材料（電子グレード PPO）の世界の生産能力が SABIC、三菱ガス化学、旭化成など海外の少数企業に集中していると記述している[21]。

【分析】同グループは電子材料の分野で旭化成などを先行企業と位置づけており、流出先は旭化成の電子材料事業と競合し得る企業である。本件に関する同社のコメントは確認できなかった。

2. 報道の突き合わせと未確定点

- 対象記事（時事通信、10 月 27 日 19 時 40 分）の本文は直接取得できなかった。検索結果の見出しと他社報道で照合した[3]。
- 送信日は、逮捕容疑では 2024 年 9 月 13 日ごろとされる[1]。起訴内容の送信時期・手段の詳細は、取得できた範囲では確認できなかった。
- 再逮捕容疑は「半導体材料に関する別の情報」と報じられている[14,16]。前回の調査報告では感光性絶縁材料「パイメル」の情報としたが、今回取得できた報道・公式発表では製品名を確認できなかった。
- 日経は、2 件とも同じ中国企業に流出したと旭化成が説明していると報じた（見出しのみ確認）[15]。起訴状上の送信先企業名は報じられていない。
- 適用条文（第 21 条のどの項・号か）と、海外重罰規定の適用の有無は報じられていない。
- 旭化成の民事訴訟は、2026 年 11 月 1 日時点で提起の事実（日付・裁判所）を確認できなかった。
- 被告は複数製品・複数企業の営業秘密を保管していたと報じられ、県警が捜査しているとされる[1]。

3. 適用法令の整理（分析を含む）

- **罪名**：不正競争防止法違反（営業秘密の開示）[1,4]。保有者から営業秘密を示された者が、媒体の横領・複製で領得し（第 21 条 2 項 1 号）、図利加害目的で任務に背いて開示する類型（同 2 項 2 号）に当たるとみられる。条文は報道で確認できておらず、推測である。

- **法定刑**：10 年以下の拘禁刑もしくは 2000 万円以下の罰金、またはその併科。国外での使用目的を知って開示するなどの海外重罰では、罰金上限が 3000 万円になる[22]。2015 年改正で非親告罪化され[23]、不当収益の没収も規定されている（第 21 条 13 項等）[22]。
- **法人処罰**：第 21 条 2 項各号の罪には法人両罰がない[22]。このため、本件で妻名義の法人を処罰対象にするのは難しいとみられる（推測）。
- **「開示」で起訴された理由（推測）**：2018 年 11 月の領得行為は、公訴時効（7 年）がすでに経過しているとみられる。そのため、2024 年の送信行為（開示）を軸に立件したと考えられる。持ち出しから時間が経っても、後の開示で刑事責任を問えることを示す点で実務上重要である。
- **図利加害目的**：公序良俗または信義則に反する形で不当な利益を図る目的をいい、経済的利益か非経済的利益かを問わない[22]。「地位を保ちたかった」という供述も、高額報酬の維持と結びつけば目的要件を満たすと評価される可能性が高い（推測）。

4. 統計・調査の動向

- **警察庁**：2025 年の営業秘密侵害事犯の検挙は 38 事件（前年 22 事件）、検挙人員 64 人、検挙法人 6、相談受理 74 件だった。検挙事件数は 2016 年の 18 事件から増え、過去 10 年で最多である。転職・独立時に営業秘密を持ち出す事犯が多いとしている[9]。
- **IPA「企業における営業秘密管理に関する実態調査 2024」**：過去 5 年以内の漏えい（疑い含む）を認識した企業は 35.5%。漏えいルートはサイバー攻撃起因が最多で、内部者ルートも上位を占める。不正持ち出し防止策を「特に何もしていない」企業が 28.2%だった[24]。漏えいの発覚経緯は「第三者からの通知」「競合による自社情報の使用の発見」がともに 33.3%と紹介されている[25]。

【分析】本件の発覚の端緒は、被害企業ではなく被告の転職先からの相談だった[1]。旭化成自身は流出を検知できておらず、IPA 調査の「偶然の発覚」と同じ構図である。

5. 類似事例との比較

事件	構図	結果
積水化学→中国企業	LinkedIn 経由で中国企業関係者が接触。導電性微粒子の製造工程データを送信	大阪地裁 2021 年 8 月 18 日：懲役 2 年・執行猶予 4 年・罰金 100 万円[10,26]
産総研・中国籍元研究員	フッ素化合物の合成技術をメールで中国企業に送信（2018 年）	東京地裁 2025 年 2 月 25 日：懲役 2 年 6 月・執行猶予 4 年・罰金 200 万円[11,27]
東芝→SK ハイニックス	共同開発先の従業員が NAND 型フラッシュメモリの機密情報を持ち出し	元従業員は逮捕。民事は 2 億 7800 万ドルで和解（2014 年 12 月）[28]
ソフトバンク→楽天モバイル	転職前に基地局などの技術情報を持ち出し	東京地裁 2022 年 12 月：懲役 2 年・執行猶予 4 年・罰金 100 万円[29,30]
2026 年の最新例	国内：設計データ約 30 万件を複製し中国企業へ転職した元社員を広島県警が逮捕（2 月） 韓国：SK ハイニックス元社員による中国への技術流出	国内：捜査中[31] 韓国：二審も懲役 1 年 6 月の実刑（8 月）[32]

本件の特徴

1. 在職中ではなく、退職から約 6 年後の開示である。
2. 妻名義の法人を介した有償コンサル契約がある。
3. 流出先が中国の上場グループ会社である。
4. 半導体材料という経済安全保障上の重要分野である。
5. 発覚の端緒が被害企業ではなく、別の転職先の相談だった。

6. 法制度・政策の動向

- **2023 年改正（2024 年 4 月施行）**：損害賠償額算定規定の拡充（第 5 条）、使用等の推定規定の拡充（第 5 条の 2、元従業員にも拡大）、国際裁判管轄（第 19 条の 2）・準拠法（第 19 条の 3）の規定の新設などを行った[33]。日本国内で管理される営業秘密であれば、海外での

侵害も日本の裁判所で争える道が広がった。ただし、中国での判決の承認・執行には大きな壁があるとみられる（推測）。

- **次の改正議論**：知的財産推進計画 2026 は、営業秘密について被害者の救済と国外への漏えい防止の観点から制度のあり方を検討するとした[12]。産業構造審議会の不正競争防止小委員会は2026年8月27日の第29回で検討を再開し、営業秘密の国外流出防止と被害者救済、証拠収集手続の強化などが検討事項に挙げられたとされる[34,35]。具体的な改正内容は未決定である。
- **経済安全保障**：経済産業省の技術流出対策ガイダンスは、第 1 版（2025 年 5 月）で生産拠点の海外進出と人を通じた技術流出への対策を示し、第 2 版（2026 年 4 月）で共同研究と「すり合わせ」に伴う流出への対策を加えた[36,37]。セキュリティ・クリアランス制度（重要経済安保情報保護活用法、2025 年 5 月施行）は政府が指定する情報が対象で[38]、民間の営業秘密である本件には直接適用されない。ただし、半導体材料のような重要技術では、同等の人的管理を取引先から求められる圧力が強まるとみられる（推測）。

7. 今後の影響（分析・推測）

本章はすべて筆者の分析・推測である。

量刑の見通し

本件には、国外流出、対価あり、複数回・複数製品という加重要素がそろう。一方で、供述を認めている点や損害立証の難しさは軽減要素になり得る。類似事例の相場からは「拘禁刑 2〜3年・執行猶予付き・罰金 100 万〜300 万円＋報酬の没収・追徴」が基本線とみられる[26,27,29]。ただし、海外への技術流出に厳しい姿勢をとる国際的な流れ（韓国では二審でも実刑が維持された例がある[32]）や、国外使用目的を重く罰する海外重罰規定の存在[22]を踏まえると、実刑の可能性も否定できない。余罪で追起訴されれば、量刑はさらに重くなる。

民事訴訟

旭化成の提訴は使用差止め・廃棄が主眼である[2]。元社員個人からの回収は限られる。山東聖泉への請求は、日本の判決の中国での執行が難しいため、第三国市場での差止めや取引先への警告などを組み合わせることが鍵になる。2023 年改正の使用推定規定や国際裁判管轄の規定を活用できるかも注目点である[33]。

企業実務への影響

1. **退職時管理の「棚卸し」型への転換**：貸与媒体の回収台帳、退職前のログの遡及レビュー、個人ストレージへの書き出し制御（DLP）が標準になる。本件の起点は 2018 年の媒体未回収であり、物理媒体と個人クラウドが盲点になりやすい。
2. **退職者・OB との関係管理**：定年後のシニア技術者が顧問・コンサルに就く動き（本件では妻名義の法人）を把握する仕組みが必要になる。競業避止義務は有効性の基準が不明確なため、秘密保持義務と「開示先の届出」で補う形が現実的である。
3. **採用側のコンタミネーション対策**：本件の転職先は被害者でもあり、端緒の提供者でもあった[1]。中途採用では、前職情報を持ち込まない誓約、私物媒体の申告、隔離期間の設定が欠かせない。
4. **人材流動化との両立**：ジョブ型・中途採用・シニア活用の流れは止まらない。処遇と管理の両面から設計することが求められる。
5. **生成 AI・AI エージェント**：本件は媒体とメールという古典的な手口だった。今後は、社内ナレッジにつながった AI エージェントが機密を大量・高速に要約して引き出せる環境になる。エージェントの権限設計と、入出力ログの保全が重要になる。

知財戦略への示唆

製法・品質管理のノウハウは、特許化しても侵害の発見が難しいため、営業秘密として秘匿するのが合理的な領域である。ただし秘匿を選ぶ以上、人に紐づく暗黙知が流出するリスクを引き受けることになる。次の三点の見直しを勧める。

- 製品から分析できる構成・用途は特許化し、製法・品質管理パラメータは秘匿するという、オープン・クローズの境界線を再点検する。
- 先使用権の証拠化と、秘匿情報の「いつ誰に示したか」の記録を整える。
- 流出時に使用推定規定を活用できるよう、技術上の秘密を特定し、競合製品や公開特許の監視体制を事前に整える。

8. 提言（知財・法務部門／経営層向け）

1. **早期点検**：過去 10 年の退職者（特に部長級以上の技術者）について、貸与媒体の回収記録を照合する。未回収品があれば、回収または消去確認書を取得する。
2. **退職プロセス**：退職の申出時点でアクセス権を段階的に縮小し、直近のログを確認する。秘密保持誓約書では対象情報を具体的に特定し、退職後一定期間の顧問・コンサル就任の届出を求める。
3. **OB・シニアの活用**：再雇用や社内顧問など、知見を社内で活かす正規のルートを用意する。
4. **検知力の強化**：DLP などの社内対策に加え、競合製品や特許出願の監視で外部の兆候をつかむ。
5. **中途採用**：入社時の誓約、私物媒体の申告、受け入れ部署の隔離ルールを文書化し、前職情報の持ち込みを断った記録を残す。
6. **AI ガバナンス**：社内 AI エージェントの権限を最小化し、機密区分ごとに参照を制御し、出力ログを保存する。
7. **有事対応**：刑事告訴、民事（差止め・廃棄、国際裁判管轄の活用）、広報を一体化した対応手順を整える。流出先の企業名、再発防止策、提訴予定を示した旭化成の初動公表は参考になる[2]。

9. 留意事項

- 被告は起訴段階であり、無罪推定が働く。供述内容は捜査当局への取材に基づく報道で、公判で争われる可能性がある。
- 多くの報道記事は本文を直接取得できず、検索結果の見出しと複数媒体の照合で確認した。参考文献に確認状況を注記した。
- 起訴状の対象製品の範囲、適用条文、海外重罰の適用の有無、民事訴訟の提起の有無、山東聖泉の反応は未確認である。
- 量刑・民事・政策に関する記述は、すべて筆者の分析・推測である。

参考文献

本文中の上付き番号に対応する。URL は 2026 年 11 月 1 日に確認した。「※」は本文を直接取得できなかったなど、確認状況の注記である。

[1] piyokango「旭化成の元従業員による営業秘密の持ち出しについてまとめてみた」piyolog、2026 年 9 月 24 日. https://piyolog.hatenadiary.jp/entry/2026/09/24/105225 ※各社報道（日経、朝日、読売、共同、中日、NHK、東海テレビ、メ〜テレ）のまとめ

[2] 旭化成株式会社「元従業員の逮捕について」2026 年 9 月 17 日. https://www.asahi-kasei.com/jp/news/2026/ze260917

[3] 時事通信「情報漏えい「知識豊富と示すため」　元旭化成社員を起訴―名古屋地検」時事ドットコム、2026 年 10 月 27 日 19 時 40 分. https://www.jiji.com/jc/article?k=2026102701077&g=soc ※本文未取得、検索結果の見出しで確認

[4] 共同通信「営業秘密漏えいの罪、旭化成元社員の男起訴」熊本日日新聞（共同通信配信）、2026 年 10 月 27 日 15 時 54 分. https://kumanichi.com/articles/2051085

[5] NHK「旭化成元社員 不正競争防止法違反の罪で起訴」NHK ニュース、2026 年 10 月 27 日 20 時 25 分. https://news.web.nhk/newsweb/na/nd-20261027de66634 ※冒頭部分のみ取得

[6] NHK「旭化成元社員「高額報酬など待遇良く地位保ちたかった」」NHK ニュース、2026 年 10 月 27 日 12 時 56 分. https://news.web.nhk/newsweb/na/nd-20261027de66140 ※冒頭部分のみ取得

[7] CBC テレビ「「待遇の良さから、地位を保とうとした」 中国企業に技術漏えいの元旭化成社員が供述 漏えい先は妻が設立した法人とコンサルティング契約」2026 年 10 月 27 日（推定）. https://news.yahoo.co.jp/articles/d1c1ddca8adfdc982b7e74582a43f1d69210421d ※本文未取得、検索結果の見出しで確認

[8] 朝日新聞「旭化成情報漏洩事件、元社員「地位保とうとした」 名古屋地検が起訴」2026 年 10 月 27 日（推定）. https://news.yahoo.co.jp/articles/a1b3693c78b3e1df0eda5f1ce0007b486ccbe0b1 ※本文未取得、検索結果の見出しで確認

[9] 警察庁生活安全局生活経済対策管理官「令和 7 年における生活経済事犯の検挙状況等について」2026 年 3 月. https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/2026_nenpou_teisei.pdf

[10] ルールで読む世界「積水化学工業スパイ事件｜ルールで読む世界」note、2024 年 11 月 22 日. https://note.com/treundglauben/n/nbdba58a12d08

[11] セキュリティ対策 Lab「産業技術総合研究所の元主任研究員、中国企業への情報漏洩事件で有罪判決」rocket-boys（掲載日表示なし）. https://rocket-boys.co.jp/?p=13720

[12] 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026〜成長戦略を支える知財戦略の推進〜（概要）」2026 年 6 月 12 日決定. https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_gaiyo_all.pdf

[13] デイリー新潮「中国企業に情報漏洩で逮捕 「旭化成」元社員は"内閣府お墨付き"のプロフェッショナル人材だった」2026 年 9 月 28 日. https://www.dailyshincho.jp/article/2026/09280508/

[14] 時事通信「半導体の材料情報を漏えい容疑 中国企業に流出か 元旭化成社員を逮捕―愛知県警」時事ドットコム、2026 年 10 月 7 日. https://www.jiji.com/jc/article?k=2026100700828&g=soc ※本文未取得、検索結果の見出しで確認

[15] 日本経済新聞「半導体製造の情報を中国企業に流出疑い 旭化成元社員の男再逮捕」2026 年 10 月 7 日（推定）. https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD076NR0X01C26A0000000/ ※本文未取得、検索結果の見出しで確認

[16] 朝日新聞「半導体材料情報漏出か、旭化成元社員を再逮捕 会社側「中国に流出」」2026 年 10 月 7 日（推定）. https://news.yahoo.co.jp/articles/12af2a559d562b1fa7963910ed4de7efe5bb3a2e ※本文未取得、検索結果の見出しで確認

[17] 日本経済新聞「半導体関連情報を中国企業に漏洩か 愛知県警、旭化成元社員を逮捕」2026 年 9 月 17 日（推定）. https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF176QB0X10C26A9000000/ ※本文未取得、検索結果の見出しで確認

[18] 中京テレビ NEWS「旭化成元社員情報漏えい事件 中国企業に「知識・経験が豊富であること示すため」名古屋地検が起訴」2026 年 10 月 27 日（推定）. https://news.yahoo.co.jp/articles/2dbd73de2ae77b5981eb7acecaf6b6377cee61c4 ※本文未取得、検索結果の見出しで確認

[19] テレビ朝日（ANN）「旭化成元社員を起訴 会社の機密情報を中国企業に渡す 高額報酬「地位保とうと」」2026 年 10 月下旬（日付未確認）. https://news.yahoo.co.jp/articles/cfffbb817590c7c53a0b5a6fcfa9f67813319af5 ※本文未取得、検索結果の見出しで確認

[20] ライブドアニュース「旭化成の元社員が技術情報を中国メーカーに流出させた疑いで逮捕」2026 年 9 月 19 日掲載. https://news.livedoor.com/topics/detail/32367690/ ※本文未取得。元記事は読売新聞の可能性があるが未確認

[21] 济南圣泉集团股份有限公司「济南圣泉集团股份有限公司 2025 年年度报告」（公司代码 605589）、巨潮資訊網、2026 年 4 月 25 日掲載. http://static.cninfo.com.cn/finalpage/2026-04-25/1225186878.PDF ※一部取得。子会社の出資比率は確認できず

[22] 経済産業省知的財産政策室「秘密情報は大切な財産です～情報・データの秘密管理・利活用と不正競争防止法による営業秘密としての保護について～」2026 年（日付記載なし）. https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/eigyohimitsu.pdf

[23] 経済産業省知的財産政策室「平成 27 年不正競争防止法の改正概要（営業秘密の保護強化）」2015 年. https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/27kaiseigaiyou.pdf

[24] 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「企業における営業秘密管理に関する実態調査 2024」報告書概要、2025 年 8 月. https://www.ipa.go.jp/security/reports/economics/ts-kanri/j5u9nn0000004yjn-att/TradeSecret_summary_2024_r1.pdf

[25] 福本勲「なぜ営業秘密漏えい爆増…？IPA が語る「狙われる情報」と「不正が生まれる職場」の特徴」ビジネス+IT、2025 年 10 月 20 日. https://www.sbbit.jp/article/cont1/173365 ※後半は会員限定のため一部取得

[26] 日本経済新聞「元積水化学社員に有罪判決、中国企業に情報漏洩」2021 年 8 月. https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF122450S1A810C2000000/ ※本文未取得、検索結果の見出しで確認

[27] 日本経済新聞「産総研データ漏洩、中国籍元研究員に有罪判決 東京地裁」2025 年 2 月. https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE241U30U5A220C2000000/ ※本文未取得、検索結果の見出しで確認

[28] EE Times Japan「東芝が SK ハイニックスと和解し、協業関係も強化」2014 年 12 月 19 日. https://eetimes.itmedia.co.jp/ee/articles/1412/19/news149.html

[29] 矢牧滋夫「楽天モバイル元社員に有罪、ソフトバンクから情報持ち出し　今後の影響は?」財経新聞、2022 年 12 月 14 日. https://www.zaikei.co.jp/article/20221214/701377.html

[30] 日経クロステック「楽天モバイル元社員に有罪判決、ソフトバンクから基地局情報などの持ち出しで」2022 年 12 月（推定）. https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/news/18/14292/　※本文未取得、検索結果の見出しで確認

[31] セキュリティ対策 Lab「営業秘密や多数の情報持ち出した元社員を逮捕、設計データ 30 万件を複製し中国企業への転職」rocket-boys（掲載日表示なし）. https://rocket-boys.co.jp/?p=29230

[32] 張婷「中国への技術流出で実刑 SK ハイニックス元社員 二審も懲役 1 年 6 か月」大紀元エポックタイムズ、2026 年 8 月 10 日. https://www.epochtimes.jp/2026/08/380228.html

[33] 西川喜裕「令和 5 年不正競争防止法改正の概要と実務対応」BUSINESS LAWYERS、2024 年 4 月 2 日更新. https://www.businesslawyers.jp/articles/1322

[34] 経済産業省「産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会」（第 29 回 2026 年 8 月 27 日、第 30 回同年 9 月 11 日、第 31 回同年 10 月 13 日の開催記録）. https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/index.html

[35] PPPT「資料 3 不正競争防止小委員会の検討事項について」（不正競争防止小委員会第 29 回、2026 年 8 月 27 日の資料要旨）. https://pppt.jp/councils/documents/meti-chiteki-zaisan-fusei-kyoso/20260827/029-03-00　※第三者サイトによる要旨。原資料の本文は未確認

[36] 経済産業省「技術流出対策」（技術流出対策ガイダンス第 1 版 2025 年 5 月策定、第 2 版 2026 年 4 月 27 日公表）. https://www.meti.go.jp/policy/economy/tech_leakage_prevention/index.html

[37] ニュートン・コンサルティング「「技術流出対策ガイダンス第 2 版」を公表　経産省」サイバー/デジタルリスク Navi、2026 年 5 月 20 日. https://www.newton-consulting.co.jp/itilnavi/flash/id=9178

[38] 中崎尚・藤田将貴・松本拓・石川雅人「セキュリティ・クリアランス制度の概要を重要経済安保情報保護活用法に基づき解説」BUSINESS LAWYERS、2025 年 12 月 26 日更新. https://www.businesslawyers.jp/articles/1402